

教育・保育施設等及び 利用定員数の確認について

平成27年2月

子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員

1 子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提（幼稚園、保育所、認定こども園等）に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、施設型給付等の対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定、2号認定、3号認定ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払う制度となっています。

《認可制度と確認制度の関係》

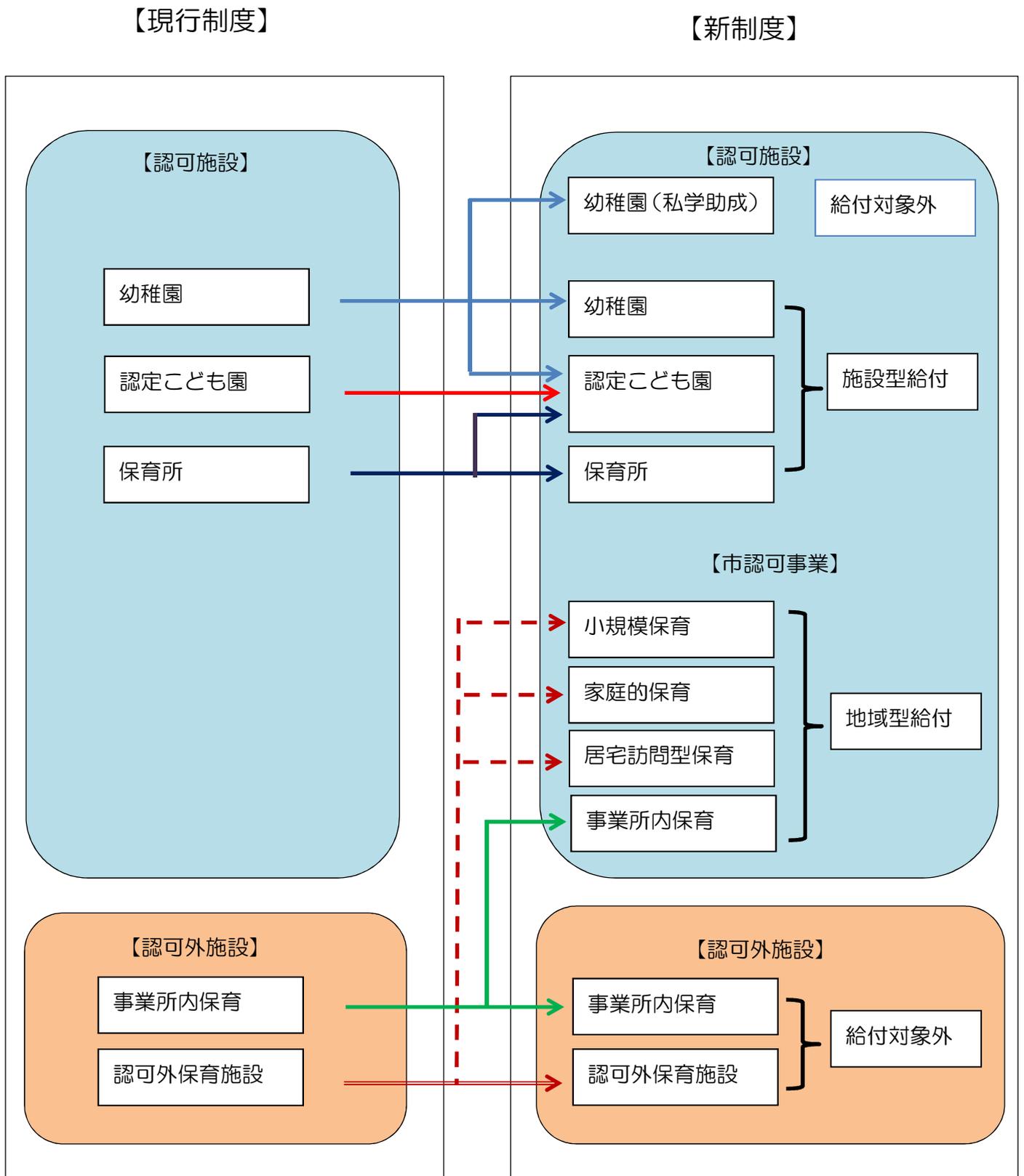
	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認定こども園	北海道	② 江別市
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育	小規模保育	① 江別市	
	家庭的保育		
	事業所内保育		
	居宅訪問型保育		

※「認可」及び「確認」を受けた施設・事業が、「子どものための教育・保育給付」の対象となります。

①は、『江別市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例』に基づき認可を行う。

②は、『江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例』に基づき、利用定員を定めた上で確認を行う。

2 現行制度からの主な移行パターン



※主な移行パターンを示したものであり、すべてのパターンを図示していません。

3 利用定員の確認

○施設型給付の対象施設として確認予定の施設 (人)

		1号	2号	3号	
		3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳
1	愛保育園		76	35	9
2	あかしや保育園		63	21	6
3	大麻保育園		72	36	12
4	白樺保育園		72	18	
5	誠染保育園		60	24	6
6	つくし保育園		39	6	
7	東光保育園		78	12	
8	のびのび保育園		9	8	3
9	まんまる保育園		3	12	6
10	みどり保育園		72	36	12
11	やよい保育園		72	36	12
12	若草乳児保育園			18	12
13	わかば保育園		69	36	15
14	認定こども園わかば幼稚園	35	9	6	3
計		35	694	304	96

○確認を受けない施設 幼稚園12園 (定員)

計	2,010			
---	-------	--	--	--

合計	2,045	694	304	96
----	-------	-----	-----	----

《計画との比較》

平成27年度	計画上の量の見込み	1,650	739	478	151
	過不足	395	-45	-174	-55
	計画上の提供体制	2,038	688	350	113
	過不足	7	6	-46	-17

○3号認定の不足分の一部は、市の認可事業である地域型保育事業で確保を予定しており、平成27年度は、6事業を見込んでいる。

- ・小規模保育B型 3施設 (53人)、小規模保育C型 1施設 (10人)
- ・事業所内保育 2施設 (34人)

平成27年度に見込んでいる6事業については、計画の範囲内の定員のため、正式に認可・確認申請があった場合は、認可基準を満たしている限り認可・確認する。